



写

3 南總総第 242 号
令和 3 年 8 月 12 日

南丹市議会議員 松尾 武治 様
(市議会議長経由)

南丹市長 西村 良平



文書質問回答書

令和 3 年 7 月 14 日付け 3 南議第 98 号で南丹市議会議長より送付された文書質問書について、南丹市議会文書質問実施要綱第 3 条第 5 項の規定により、下記のとおり回答します。

記

| | | | |
|------|--------------|-----|-------------|
| 質問者名 | 松尾 武治 | 担当課 | 農林商工部農山村振興課 |
| 質問事項 | 有害鳥獣捕獲事業について | | |

質問内容①

農業に被害を及ぼす第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ）の捕獲許可は、平成 12 年度より京都府から南丹市に移譲されているが、市長の認識を伺う。

答弁

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し必要な事項を定めた京都府の事務処理の特例に関する条例第 2 条により別表の 19 に掲げる「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及び「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に基づく事務について、平成 12 年度から市町村が事務処理することとなりました。

平成 18 年 1 月 1 日の園部町・八木町・日吉町・美山町の合併までは、それぞれの町において権限移譲に基づき事務が行われ、合併後は南丹市として当該権限に関する事務処理を行って参りました。

農業に被害を及ぼす第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ）については、野生鳥獣の個体群の保護管理を図ることを目的として、平成 11 年鳥獣保護法の改正により、都道府県知事が策定する任意計画として、特定鳥獣保護管理計画制度が設けられました。また、平成 26 年の法律改正により特定鳥獣保護管理計画は、都道府県知事が定める「その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第 2 種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）において定められていると認識しています。

| | | | |
|------|--------------|-----|-------------|
| 質問者名 | 松尾 武治 | 担当課 | 農林商工部農山村振興課 |
| 質問事項 | 有害鳥獣捕獲事業について | | |

質問内容②

被害防止計画の捕獲計画数からニホンジカを例にとると、1,600 頭から 2,700 頭（現在は 2,500 頭）に拡大されたが、被害防止計画 1. 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止に関する基本的な方針（5）今後の取組み方針では、従来講じてきた上記の被害対策に加え、次の取組みを進めるとなっており「イノシシ・ニホンジカ」に対する増頭分の具体的な取組みを計画をどのように反映させたのか担当部長に伺う。

答弁

増頭分の具体的な取組みではないですが、令和2年度において「南丹市野生鳥獣捕獲個体減容化施設」建設し、捕獲頂いてる獵友会等の皆さんとの埋設に係る労力を軽減し、さらなる捕獲意欲、捕獲効率の向上を目指しているところです。

| | | | |
|------|--------------|-----|-------------|
| 質問者名 | 松尾 武治 | 担当課 | 農林商工部農山村振興課 |
| 質問事項 | 有害鳥獣捕獲事業について | | |

質問内容③

捕獲許可については、狩猟法、京都府鳥獣保護管理事業計画書に定めるもののほか、南丹市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の施行に関する事務取扱要綱で詳しく定められているにもかかわらず、どのような根拠で特措法に基づく被害対策運営協議会（市長答弁による）の所掌事務にする必要があるのか担当部長に伺う。

答弁

議員ご指摘のとおり、権限移譲に基づく捕獲の許可は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による許可の他関連する法的根拠に基づき許可証、従事者証の交付等を行っています。

南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例第2条の(2)に掲げた「南丹市有害鳥獣捕獲許可頭数、許可期間及び従事者に関すること」については、南丹市における有害鳥獣の捕獲体制を確立し、円滑かつ適正な有害鳥獣捕獲活動を推進するために、関係法令による許可等に先立ち協議を頂いているところです。

| | | | |
|------|--------------|-----|-------------|
| 質問者名 | 松尾 武治 | 担当課 | 農林商工部農山村振興課 |
| 質問事項 | 有害鳥獣捕獲事業について | | |

質問内容④

特措法には、被害対策運営協議会で、被害防止計画の実施に向けた協議をすることになっている。また、狩猟法に基づく、京都府第12次鳥獣保護管理事業計画書第四、3-3、⑤被害防止の目的での捕獲の適正化のための体制の整備等、ア方針では「関係市町村に対しては、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村の被害防止計画との整合を図りとも示され、答弁でも前年度の捕獲実績等の協議内容も示された。

被害防止計画では、対象鳥獣の捕獲目標頭数を次のように定めている。イノシシ1,500頭、ニホンジカ2,500頭、サル20頭、カワウ100羽と定めているが、被害対策運営協議会の議事録と提出資料を見ると、捕獲許可頭数はイノシシ1,510頭、ニホンジカ3,060頭、サル175頭、カワウ370羽になっている。

特措法、狩猟法で示す被害防止計画の実施に向けた協議は、文書質問の答弁でも行っていないことが確認された。被害防止計画の今後の取組みは、改正時・変更時の協議とは異なり、実施に向けた協議となり当年度の捕獲事業計画にもなる。当年度の捕獲事業計画をどのように協議されたのか担当部長に改めて伺う。

答弁

現在の南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会条例においては、特措法、狩猟法の両面から捕獲のための協議を実施頂いていると認識しています。議員ご指摘のとおり、捕獲目標頭数、捕獲許可頭数については同じ数字ではありませんが、当課と致しましては整合性を持たせた数字だと認識しています。捕獲計画数の整合性の問題や上部機関との意見交換を踏まえ、議員ご指摘の内容については、今後、より良い方向を目指して研究を進めて参りたいと考えています。